

# 国際課税のケース・スタディ

## 外国人に対する豪華社宅貸与の課税

### [事例]

内国法人甲社（本店所在地：東京）は、外国法人A社がその株式を100%所有する子会社である。甲社は、内国法人乙社と共同で、内国法人丙社（本店所在地：福島）を設立して、A社が製造に関する特許権を持つ製品を日本で生産する予定である。この製品の製造が行われるまでの間、ノウハウ等を有するA社の援助が必要であり、A社は、当該プロジェクトが完成して操業するまでの間、約2年程度の期間、A社の責任者（A社の役員）と技術者数名を日本に派遣することを予定している。

この場合、A社から派遣される者の給与関係について現在検討中であるが、現在までに、A社と甲社で合意した事項は、次のとおりである。

- ① 基本給、海外勤務手当及び渡航費用は、A社が外国において支払いこれを負担する。
- ② 日本国における国内の旅費等の滞在費は、甲社がこれを支払いかつ負担する。
- ③ A社から派遣された者のうち、責任者は、家族同伴で来日して、東京で当該プロジェクトを統括し、親会社等との連絡を行い、技術者数名は、福島の工場において勤務することを予定している。

また、いまだに未決の事項は、A社からの派遣者の宿舎の問題である。甲社は、自社所有の社宅を所有していないことから、当然、宿舎を借り上げて用意することになり、甲社が、この宿舎借上

げ一切をハンドリングすることになるが、現在その方向が固まつた事項は、次のとおりである。

- ① 宿舎の費用は、甲社が立替払いをして、その金額をA社に請求する。
- ② A社の責任者は、都内の一戸建てを要求している。
- ③ 技術者は、工場近隣のマンションを借り上げる。

そこで、課税上の問題は、次の2点である。

- (1) 宿舎の費用を甲社が立て替え、A社に請求する場合、源泉徴収の対象になるのか。
- (2) 平成7年4月3日付課法8-1「使用者が役員に貸与した住宅等に係る通常の賃貸料の額の計算に当たっての取扱いについて」（以下「役員社宅通達」という。）が発達されたが、この、いわゆる豪華役員社宅の取扱いが、A社の責任者の宿舎の面積が、240m<sup>2</sup>を超える場合、適用されるのか。

### [ポイント]

- ① 内国法人が立替払いを行う家賃の源泉徴収の有無
- ② 豪華役員社宅の取扱いについて

### [検討]

#### 1 内国法人が立替払いを行う家賃の源泉徴収の有無

本事例の場合、A社からの派遣者の日本滞在期

間中の借上社宅の家賃は、A社負担であり、内国法人甲社は、社宅を見つけて、契約を代行して、その家賃を立替払いするということになる。すなわち、借り上げられる社宅は、甲社の借上社宅ではなく、A社の借上社宅ということになる。

また、A社から派遣された者は、日本において1年を超えて勤務することから、所得税法上の居住形態は、日本の居住者（非永住者）であり、これらの者が、その勤務に基因して受け取る経済的利益は、国内源泉所得として、所得税の課税対象となる。

問題は、実際の家賃支払を行う者（本事例では、内国法人甲社）とその負担者（本事例では、外国法人A社）が異なる場合の源泉徴収の適用である。源泉徴収における支払いは、その負担ではなく、実際に支払いを行う時点をとらえて課税することであるから、その意義は、現実に金銭を交付する行為等広義に解されている（所基通181～223共-1）。例えば、外国法人の社員に対して、内国法人がその者の給与を円貨で立替払いして支払い、その給与相当額を当該外国法人に請求する場合、当該内国法人は、その給与の支払いを源泉徴収する義務がある。したがって、内国法人甲社は、社宅の貸与という経済的利益の支払いをする者であり、そり支払いの際に、それに対する所得税を徴収する義務を負うことになる。

## 2 役員社宅の取扱いについて

わが国の社宅に係る経済的利益の課税は、わが国の住宅価格が高くその取得が困難である等の理由から、企業にとって優秀な人材確保のために企業が比較的手厚く保護する事情を受けて、比較的柔やかな課税方法を探っており、欧米諸国の給与所得に係るフリンジ・ベネフィット課税と大きく異なるものである。

本年出された役員社宅通達（平成7年10月1日以後に支払いを受けるべきものから適用）は、役

員に貸与した住宅等が、社会通念上一般に貸与されている住宅等とは認められない、いわゆる豪華な役員社宅に該当する場合、所得税基本通達36-40又は36-41に規定した算式等を適用せずに、借上住宅であれば使用者が支払う家賃の額、また、自社所有の社宅であれば、第三者から借り上げた場合に支払うであろう家賃相当額又は第三者に貸与した場合に受け取るであろう家賃相当額で評価することを定めている。言い換えれば、従来であれば、家賃相当額から一定の減額された後の部分の金額が、経済的利益として課税対象となっていたが、本通達が適用される場合、その社宅に係る経済的利益が、時価により評価されることになる。

本通達の要件等は次のとおりである。

- ① 本通達の適用外となる役員住宅については、従来通りの取扱いである。
- ② 従業員の社宅については、従来通り所得税基本通達36-41の算式による。
- ③ 本通達にいう役員とは、法人税法に規定されている役員である。
- ④ 本通達の適用のある豪華社宅は、原則として、その家屋の床面積が $240\text{m}^2$ （公的使用部分を除く）を超えるもので、かつ、プール等のような一般に貸与されている住宅にない設備又は役員個人の嗜好等を著しく反映した設備等を有するものをいい、これらの各種要素を総合勘案して判定される。
- ⑤ 本通達の適用のある豪華社宅は、その家屋の床面積が $240\text{m}^2$ 以下であっても、プール等のような一般に貸与されている住宅にない設備又は役員個人の嗜好等を著しく反映した設備等を有するものである場合、その適用があるが、逆に、その家屋の床面積が $240\text{m}^2$ を超えていても、プール等のような一般に貸与されている住宅にない設備又は役員個人の嗜好等を著しく反映した設備等を有するものでな

いときは、適用がないことになる。

以上のことから、役員社宅通達は、経済的利益を受ける者が、法人の役員であり、かつ、一定要件の社宅であることをその適用要件にしていることから、本事例の場合、A社の責任者に貸与する宿舎の床面積が240m<sup>2</sup>を超える場合であっても、プール等のような一般に貸与されている住宅にない設備又は役員個人の嗜好等を著しく反映した設備等を有するものでないかぎり、役員社宅通達の適用はないことになる。

次に、A社の責任者が、A社の役員であることから、当該責任者に貸与された社宅の賃貸料相当額の計算を、役員で行うのかどうかという問題がある。すなわち、役員と使用人では、その金額が、下記の通り相違するからである。

たとえば、当該責任者のために借り上げた社宅が、大規模社宅（木造で132m<sup>2</sup>超、その他99m<sup>2</sup>超）である場合、役員の借上社宅は次の算式のうち、

①あるいは②のいずれか多い金額とされている（所基通36-40）。

$$\text{①} \quad \begin{array}{l} \text{家屋の固} \\ \text{定資産税} \times 12\% \text{ (木造家屋)} + \text{定資産税} \times 6\% \end{array} \times \frac{1}{12} \quad \begin{array}{l} \text{敷地の固} \\ \text{の課税標準} \text{ 以外は10\%} \end{array}$$

②社宅借上料の50%相当額

使用人の場合は、社宅の規模の大小にかかわらず、次の算式により計算する（所基通36-45）。

$$\begin{array}{l} \text{家屋の固} \quad \text{家屋の総床} \quad \text{敷地の固} \\ \text{定資産税} \times 0.2\% + 12\text{円} \times \frac{\text{面積}}{3.3} + \text{定資産税} \times 0.22\% \\ \text{の課税標準} \quad \text{標準} \quad \text{の課税標準} \end{array}$$

A社の責任者は、源泉徴収を行う内国法人甲社とは雇用関係がなく、その地位は、外国法人の役員である。たとえば、外国法人の日本支店の支店長に社宅を貸与する場合、その判定は、外国法人における当該支店長の地位が役員であるか否かにより判定する。したがって、本事例の場合も、当該責任者は、役員として上記の計算を行うことになる。

（税理士 小沢 進）

不況下の会社運営、リストラ対策はこれで万全！

## 会社 設立から更生までの手続と税務処理

小林健男・竹下重人・吉牟田勲 著

A5判・3200円・円400円

会社の設立、増資、減資、営業譲渡、分割、合併、整理、解散、清算、和議、更生に関する商法、会社更生法、独禁法の解説から、税務上の処理にいたるまで、分かりやすく解説。

財 経 詳 報 社